

船橋市高額介護予防サービス費相当事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第2項に規定する高額介護予防サービス費相当事業費（以下「高額介護予防サービス費相当事業費」という。）の支給に関し、地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件等)

第2条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当事業費に関して必要な事項は、この要綱に定めるものを除き、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2の2の規定を準用する。

(支給額の算出方法)

第3条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の世帯合算額を、実施要綱第2条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用を法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの利用とみなして得られる高額介護サービス費等の世帯合算額から減じて得た額とする。

(支給申請)

第4条 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等は、高額介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとするときは、高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書（総合事業）（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（総合事業）（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間に受けた第1号訪問事業等に係る高額介護予防サービス費相当事業費の特例)

- 2 平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間において法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等が受けた実施要綱第2条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に係る高額介護予防サービス費相当事業費の特例については、施行令附則第22条に規定する高額介護予防サービス費の特例及びこれに係る介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)附則第37条から第41条までの規定に準ずるものとし、その場合の高額介護予防サービス費相当事業費の支給額の算出方法は、第3条によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書（総合事業）

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		個人番号	
住所			
<p>船橋市長 あて</p> <p>上記のとおり高額介護予防サービス費相当事業費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 電話番号</p> <p>なお、高額介護予防サービス費相当事業費の受領を下記代理人に委任します。</p> <p>委任者 住所 氏名</p> <p>代理人 住所 氏名 電話番号</p>			

高額介護予防サービス費相当事業費を下記の口座に振り込んでください。

口座 振込 依頼 欄	銀行	本店	種目	口座番号
	信用金庫	支店		
	信用組合	出張所		
	農協			
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金	
			3 その他 ()	
	フリガナ			
	口座名義人			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（総合事業）

先に申請のありました事業費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

受付年月日		決定年月日	
サービス提供年月		本人支払額	
審査結果			
不支給の理由		支払金額	

振込先	金融機関名 本支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義人	
	振込予定日	

口座番号については個人情報保護のため表示しておりません。

不服の申立

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市長を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。